

相続人に対する生前贈与について10年より前に行われたものについては原則として遺留分算定の基礎財産に含まれません。この規定は、遺留分の算定に係るもので、遺言書がない場合の相続人に対する特別受益の計算についてのものではないことに留意しておかなければなりません。そのため、遺言書を残しておくことが肝要です。

1. 相続人に対して生前贈与していた場合

- (1) 被相続人 父（令和元年8月死亡）
- (2) 相続人 長男・長女
- (3) 相続財産と遺言書 その他の財産2億円は、長男12,000万円、長女8,000万円相続させるとしている。
- (4) その他 父は平成15年に長男へ自社株1億円（相続開始時の時価3億円）を相続時精算税によって贈与している
- (5) 相続税の計算 (単位：万円)

	遺言書がある場合		遺言書がない場合：法定相続分により遺産分割	
	長男	長女(※1)	長男(※2)	長女
その他の財産	12,000	8,000	0	20,000
相続時精算課税財産	10,000	—	10,000	—
課税価格	22,000	8,000	10,000	20,000
相続税の総額	6,920		6,920	
各人の算出税額	5,075	1,845	2,307	4,613

(※1) 遺留分の侵害額又は相続分の判定・・・2億円×1/2×1/2=5,000万円≤8,000万円 侵害額なし

(※2) 長男の相続分・・・みなし遺産価額 (2億円+3億円※)×1/2=25,000万円

25,000万円-3億円=△5,000万円 ∴0万円

※ 特別受益者が取得した財産の価額は、相続開始の時の価額によることとされています（民法904条）。

法定相続分によって相続することになると、長女は父から相続することができる財産額は2億円となり、長男の相続分はない（超過特別受益者は最初から相続分がないものとされます（民法903条2））こととなります。

2. 相続人以外の者に非上場株式等を贈与している場合

相続人以外の者へ生前贈与している場合は、原則として相続開始前1年以内の贈与については遺留分算定基礎財産に含まれますが、それよりも前の贈与であれば遺留分算定基礎財産とはされません。

- (1) 被相続人 父（令和元年12月死亡）
- (2) 相続人 長男・長女
- (3) 相続財産と遺言書 その他の財産2億円は、長男6,000万円、長女14,000万円相続を相続させるとしている。
- (4) その他 父は平成30年4月に、長女の夫（甲）へ自社株1億円を贈与し、甲は非上場株式等についての贈与税の納税猶予の適用を受けた

- (5) 相続税の計算（遺言書による取得） (単位：万円)

	長男	長女	甲(注)
その他の財産	6,000	14,000	10,000
課税価格	6,000	14,000	10,000
相続税の総額	6,920		
各人の算出税額	1,384	3,229	2,307
相続税額の二割加算	—	—	461
特例株式等納税猶予税額	—	—	△2,768
納付税額	1,384	3,229	0

(注) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予税額は免除され、相続税の納税猶予へ切り替えることができる。

※ 遺留分の侵害額

相続人以外の者（甲）への贈与は原則として1年以内のものに限られることから、甲へ贈与した非上場株式等については遺留分侵害額の算定基礎財産に含まれません（長男の遺留分：2億円×1/2（総体的遺留分割割）×1/2（長男の相続分）=5,000万円<6,000万円。遺留分の侵害額はありません。）。

なお、非上場株式等を甲が遺贈によって取得した場合には、その非上場株式等は遺留分侵害額の算定基礎財産に含まれることとなります。そのため、長男は、(2億円+1億円)×1/2（総体的遺留分割割）×1/2（長男の相続分）=7,500万円が遺留分の額となり、遺留分の侵害額1,500万円を請求することができます。

この場合、遺贈又は複数の贈与が同時にされた場合は、その目的の価額の割合に応じて請求権を行使します（民法1047条①二）。

(文責：山本和義)